イ　一級土木施工管理技士又は一級建築施工管理技士
ウ　一級建築士
エ　国土交通大臣特別認定者

②　主任技術者にあっては、次のいずれかの資格若しくは経験を有すること。
ア　技術士（建設部門（鋼構造物及びコンクリート）、総合技術監理部門（建設：「鋼構造物及びコンクリート」））
イ　一級又は二級土木施工管理技士もしくは一級又は二級（躯体）建築施工管理技士
ウ　一級又は二級建築士
エ　指定学科（土木工学、建築学又は機械工学に関する学科）を卒業後、「①高等学校（旧制実業高校を含む）５年以上、②高等専門学校（旧制専門学校を含む）３年以上、③大学（旧制大学含む）３年以上」の鋼構造物工事の実務経験を有する者
オ　10年以上の鋼構造物工事の実務経験を有する者

③　平成12年度以降に「ローラーゲートの製作据付工事」の施工経験を有する者であること。（工場製作、現場据付いずれかの施工経験のみでも可。）ただし、現場据付に係る施工経験で申請する場合にあっては、当該工事の契約工期と従事期間が異なる場合、現場施工期間の１／２以上又は１年以上の期間の経験を有していること。現場施工期間とは、契約工期のうち現場施工に着手するまでの準備期間、工場製作のみが行われている期間及び工事完成後後片付け等のみが残っている期間を除いた期間をいう。なお、当該経験が各地方農政局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　現場据付にかかる技術者においては、平成28年12月22日以降に工事現場への専任が可能である者であること。

⑺　工事完成、引渡し後においても会社組織（同系列会社のサポート組織含む。）に設備、製品に対する保守サービス体制が整備され、「石川県」を保守サポートの範囲としている支店・営業所等が確立していること。

⑻　入札説明書に示す技術提案の評価が不適切でないこと。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、北陸農政局長から「北陸農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成15年８月29日付け15陸総第414号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　上記１の⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑾　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒀　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
②　技術提案
③　ヒアリング内容

⑵　総合評価の方法
①　標準点を100点とし、施工体制評価点の最高点を30点、加算点（技術提案）の最高点を40点、加算点（ヒアリング内容）の最高点を10点とする。
②　施工体制評価点の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を与える。
③　加算点の算出方法は、上記３の⑴の評価項目（技術提案、ヒアリング内容）について評価した結果、得られた評価点数の合計値の最も高い者に50点、その他の者は評価点数の合計値に応じて按分して求められる点数を加算点として与える。
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型及び施工体制確認型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
⑤　施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のア、イのとおりとする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、次のア及びイを満たし、かつ、適切な入札価格と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
イ　技術提案が、発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
②　上記３の⑶の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、入札説明書のとおり予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。
④　同一の技術者のみを重複して複数工事に配置予定している場合の落札者の決定に当たり、１件目の入札で落札者となった場合、２件目以降は入札辞退を行うものとする。なお、落札者の決定に当たっては、開札状況等により開札順とならない場合がある。

⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術資料に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合で再度実施が困難あるいは合理的でない場合は、下記の取扱いを行う。（詳細は入札説明書による。）
①　工事成績評定点の減点措置
②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局会計課契約係　宮澤　猛人　電話076－263－2161　内線3147
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、電子入札方式により交付する。ただし、電子入札に対応していない等の理由でダウンロードによる入手ができない場合は、以下により交付する。
①　交付期間　平成28年２月18日から平成28年３月14日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　交付場所　〒920―8566 石川県金沢市広坂２－２－60金沢広坂合同庁舎　北陸農政局農村振興部設計課技術審査第２係　坂下　浄明　電話076―263―2161　内線3525